

[別紙]
様式1

事業報告書

(自 令和 7 年 6 月 1 日 至 令和 8 年 5 月 31 日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人 中西眼科医院
① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)
② ☐ 社会医療法人 ☐ 特定医療法人 ☐ 出資額限度法人
☒ その他
③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 滋賀県高島市マキノ町沢161番地97
- (3) 設立認可年月日 平成 1 年 6 月 20 日
- (4) 設立登記年月日 平成 1 年 7 月 1 日

2 事業の概要

- (1) 本来業務(開設する病院、診療所又は介護老人保健施設(医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の業務)

種 類	施設の名称	施設の医療機関コード	開 設 場 所	許可病床数
診療所	医療法人 中西眼科医院 マキノ診療所	2512201084	滋賀県高島市マキノ町沢 161番地97	無床

- (2) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 7年 7月 29日 令和6年度決算の決定
令和 7年 7月 29日 令和7年度の事業計画及び収支予算の決定
令和 7年 7月 29日 令和7年度の借入金の最高限度額の決定

様式2

法人名 医療法人 中西眼科医院 ※医療法人整理番号 0 0 4 8 8

所在地 滋賀県高島市マキノ町沢161-97

財 産 目 録

(令和 8 年 5 月 31 日現在)

1. 資 産 額	35,451 千円
2. 負 債 額	1,340 千円
3. 純 資 産 額	34,111 千円

(内 訳) (単位:千円)

区 分	金 額
A 流動資産	19,652
B 固定資産	15,799
C 資産合計 (A+B)	35,451
D 負債合計	1,340
E 純資産 (C-D)	34,111

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地	(☐ 法人所有 ☒ 賃借 ☐ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物	(☐ 法人所有 ☒ 賃借 ☐ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式3-4

法人名 医療法人 中西眼科医院

※医療法人整理番号	0	0	4	8	8
-----------	---	---	---	---	---

所在地 滋賀県高島市マキノ町沢161-97

貸 借 対 照 表

(令和 8 年 5 月 31 日現在)

(単位:千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	19,652	I 流 動 負 債	1,340
II 固 定 資 産	15,799	II 固 定 負 債	0
1 有形固定資産	1,830	負 債 合 計	1,340
2 無形固定資産	453	純 資 産 の 部	
3 その他の資産	13,516	科 目	金 額
		I 出 資 金	15,000
		II 積 立 金	19,111
		純 資 産 合 計	34,111
資 産 合 計	35,451	負債・純資産合計	35,451

(注) 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

法人名 医療法人 中西眼科医院

※医療法人整理番号	0	0	4	8	8
-----------	---	---	---	---	---

所在地 滋賀県高島市マキノ町沢161-97

損 益 計 算 書

(自 令和 7 年 6 月 1 日 至 令和 8 年 5 月 31 日)

		(単位:千円)
科 目	金 額	
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益	27,866	
2 事業費用	28,710	
本来業務事業損失	844	
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益	0	
2 事業費用	0	
附帯業務事業利益	0	
事業損失	844	
II 事業外収益	2,093	
III 事業外費用	0	
経常利益	1,249	
IV 特別利益	20	
V 特別損失		
税引前当期純利益	1,269	
法人税等	400	
当期純利益	869	

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式 5

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 中西眼科医院

理事長 中西紀典 殿

私（注 1）は、医療法人 中西眼科医院の令和 7 年会計年度（令和 7 年 6 月 1 日から令和 8 年 5 月 31 日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書（注 2）の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 8 年 7 月 24 日

医療法人 中西眼科医院

監事 日比野 清彦

（注 1）監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

（注 2）関係事業者との取引がある医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書」、社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」、医療法第 51 条第 2 項に規定する医療法人については、「財産目録、貸借対照表及び損益計算書（医療法人会計基準第 3 条に規定する重要な会計方針の記載及び第 22 条に規定する貸借対照表等に関する注記を含む）、純資産変動計算書及び附属明細表」とする。